

閣第四号

昭和十五年一月二十四日

主査参事官



局

長

参事官

総

裁

長官



総務室主幹



電  
期  
内務

別紙内閣総理大臣請議夏時刻法の一部を改正する  
法律案

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、  
閣会に提出せられてよいと認める。

法律案

法務廳

閣甲

呈案附箋の通り

40



夏時刻法の一部を改正する法律案

右國會に提出する

年 月 日

内閣総理大臣

裏面白紙

89